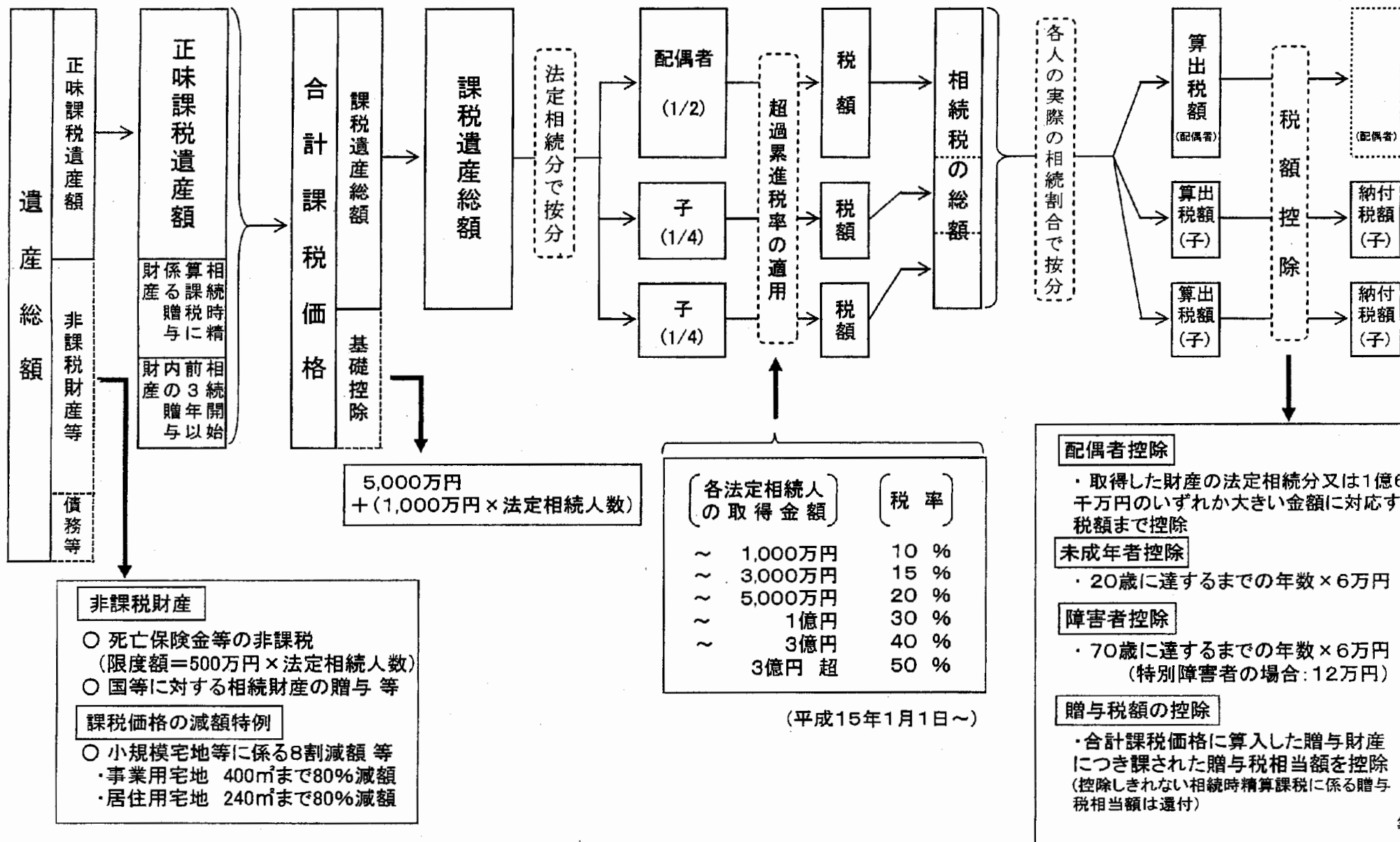


(相続人が配偶者+子2人の場合)

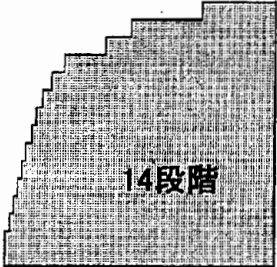
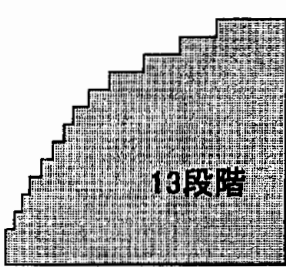
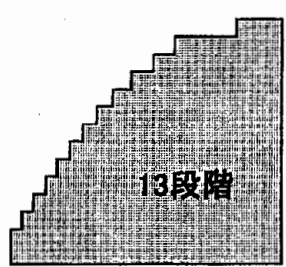
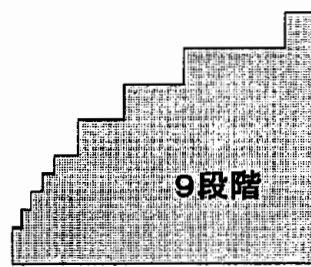
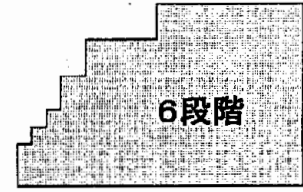
相続税の仕組み

相続税の総額の算出

各人の納付税額の算出



最近における相続税の主な改正

区 分	昭和63年12月改正前 (昭和50年1月1日以降適用)	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正(現行) (平成15年1月1日以降適用)
税率構造 (イメージ図)	5億円超 (最高税率 75%)  14段階	5億円超 (最高税率 70%)  13段階	10億円超 (最高税率 70%)  13段階	20億円超 (最高税率 70%)  9段階	3億円超 (最高税率 50%)  6段階
基礎控除等	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数 (3,600万円)	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数 (7,200万円)	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数 (8,600万円)	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数 (9,000万円)	同 左 〔 相続時精算課税 制度の創設 〕
小規模宅地等の課税の特例 (減額割合)	制度創設:昭和58年 事業用 40% 居住用 30%	事業用 60% 居住用 50%	事業用 70% 居住用 60%	特定事業用等 } 80% 特定居住用等 } 上 記 以 外 50%	同 左
年 分	昭和62年	平成3年	平成5年	平成14年	平成17年
課税割合	7.9 %	6.8 %	6.0 %	4.5 %	4.2 %
負担割合	17.4 %	22.2 %	16.6 %	12.1 %	11.3 %

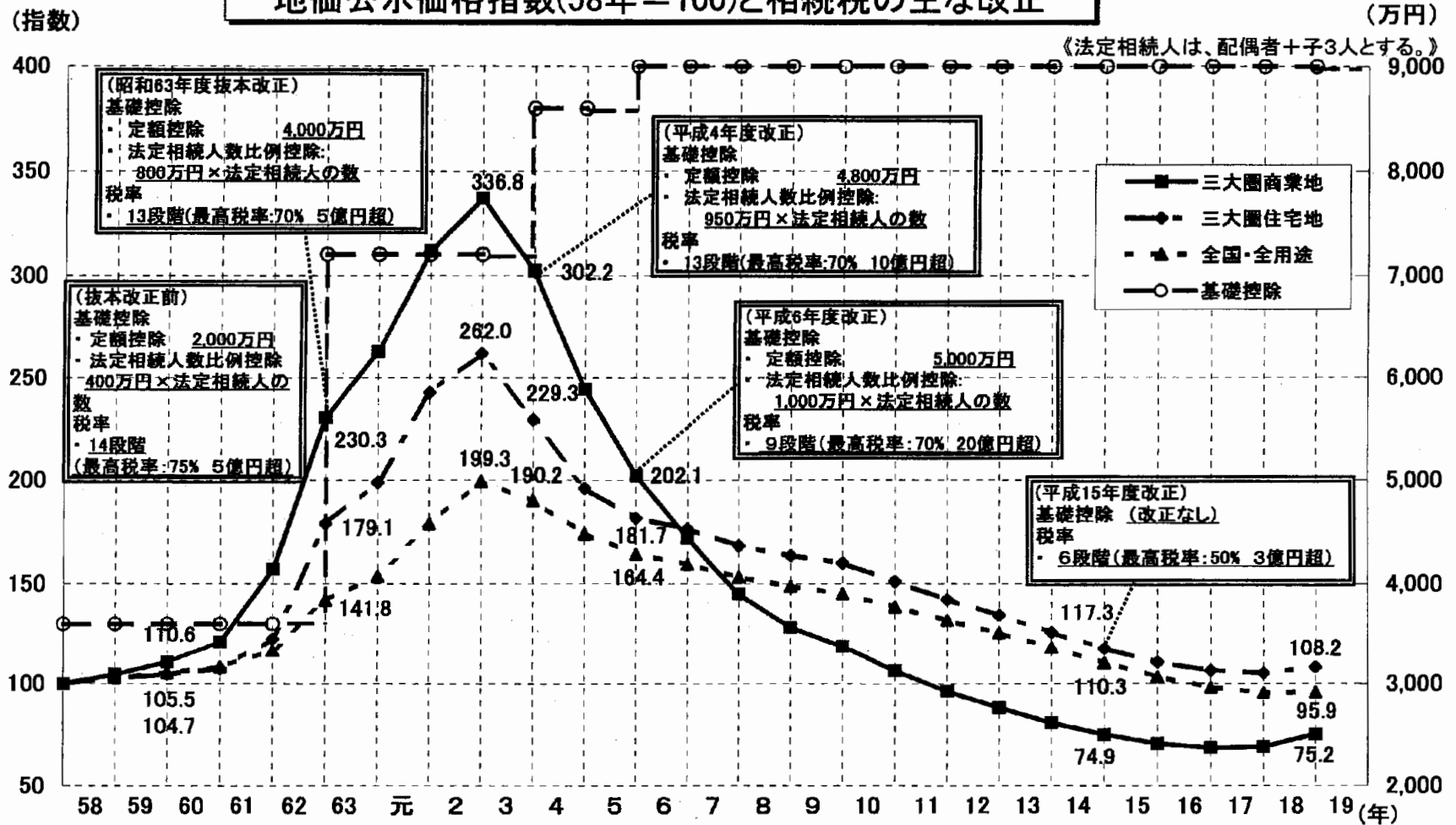
(注1) 基礎控除の()内は、法定相続人が4人(例:配偶者+子3人)の場合の額である。

(注2) 課税割合は、課税件数/死亡者数であり、負担割合は、納付税額/合計課税価格である。

(注3) 合計課税価格とは、小規模宅地の特例による減額等を行った後、基礎控除を差し引く前の課税対象財産の価格である。

(注4) 小規模宅地等の課税の特例の「同左」は、平成13月1日以降適用。

地価公示価格指数(58年=100)と相続税の主な改正

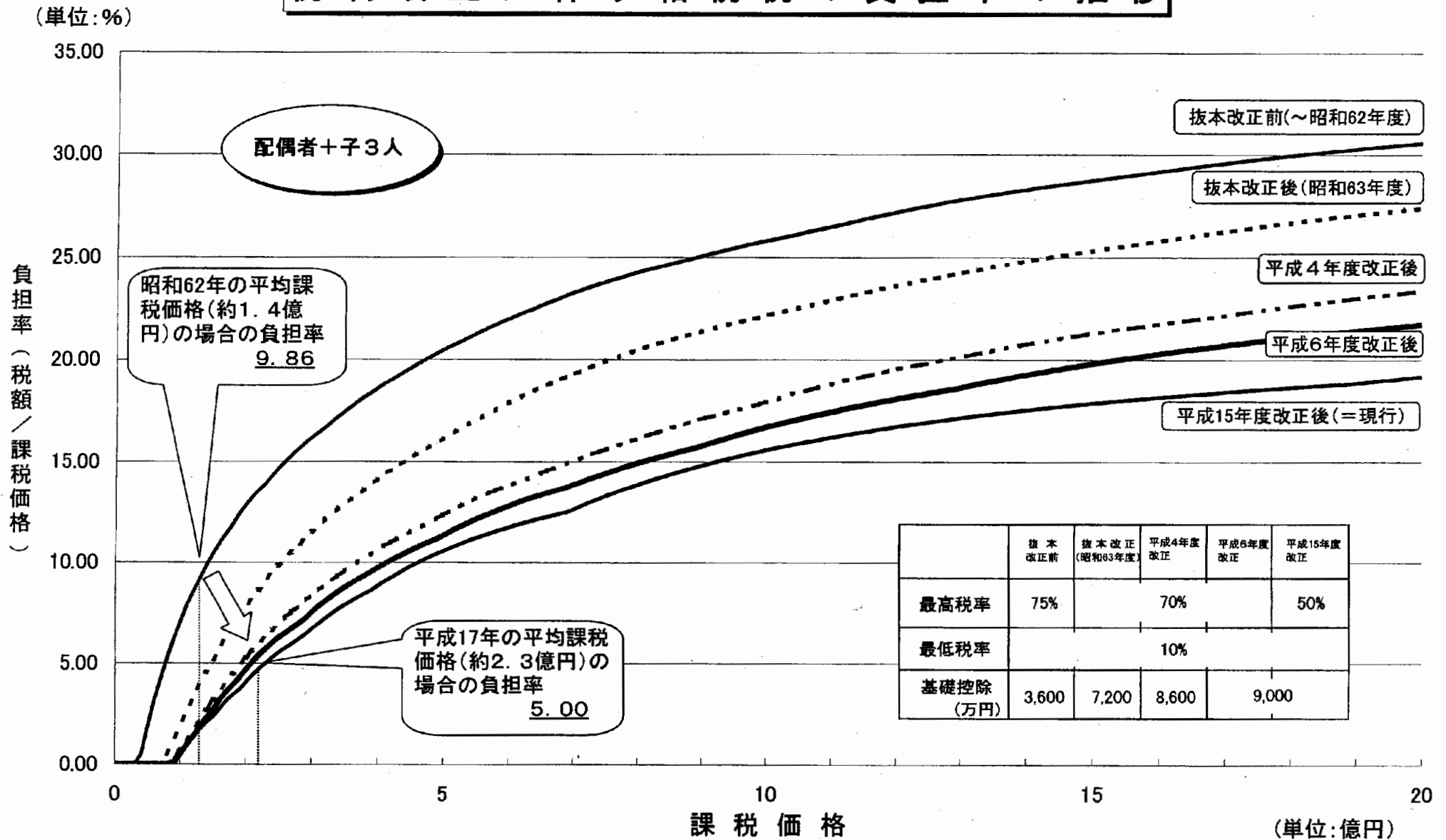


小規模宅地等の特例

特定事業 用宅地等	減額割合	40%	60%	70%	80%		
	対象面積	200㎡				330㎡	400㎡
特定居住 用宅地等	減額割合	30%	50%	60%	80%		
	対象面積	200㎡				240㎡	
上記以外 の小規模 宅地等	減額割合	事業 40%	60%	70%	50%		
		居住 30%	50%	60%			
	対象面積	200㎡					

(注) 「特定事業用宅地等」又は「特定居住用宅地等」とは、申告期限(相続開始後10ヶ月)まで事業又は居住を継続する宅地等をいう。

税制改正に伴う相続税の負担率の推移



相続税負担の推移（東京都区部のケース）

商業地の場合

- 所在地：千代田区外神田三丁目
- 相続財産：事業用土地200㎡、その他財産1億円（平成17年課税実績を踏まえ推計）
- 相続人：配偶者＋子3人（法定相続分で相続）

	〔昭和58年〕		〔平成3年〕		〔平成19年〕
相続税額：	2,176 万円	→ (約 8 倍)	1億 7,701 万円	→ (約 40分の1)	441 万円
路線価：	68 万円/㎡	→ (約 14 倍)	932 万円/㎡	→ (約 6分の1)	151 万円/㎡

住宅地の場合

- 所在地：世田谷区成城六丁目
- 相続財産：住宅用土地200㎡、その他財産1億円（平成17年課税実績を踏まえ推計）
- 相続人：配偶者＋子3人（法定相続分で相続）

	〔昭和58年〕		〔平成3年〕		〔平成19年〕
相続税額：	1,286 万円	→ (約 2 倍)	2,498 万円	→ (約 13分の1)	195 万円
路線価：	25 万円/㎡	→ (約 6 倍)	152 万円/㎡	→ (約 2分の1)	63 万円/㎡

事業承継の円滑化に資する措置の現状

事業承継に関連する相続税の課税価格の計算の特例

小規模宅地等 (昭和58年度創設)

400㎡まで ▲80%

取引相場のない株式等 (平成14年度創設)

一定の中小同族法人の株式等(発行済株式総数の2/3以内で、かつ、限度額:10億円) ▲10%

山林(林地及び立木) (平成14年度創設)

森林施業計画に基づき施業されている林地及び立木 ▲5%

(注) 選択した一の特例の適用部分がその特例の上限に満たない場合、その満たない割合分まで他の特例の併用が可能。

相続時精算課税制度(相続税・贈与税の一体化措置) (平成15年度創設)

相続時の精算を前提に、贈与時の税負担を緩和し、生前贈与を円滑化—経営者の判断により計画的な株式の承継が可能に

※ 贈与時の税負担 ⇒ 非課税枠2,500万円、税率は一律20%

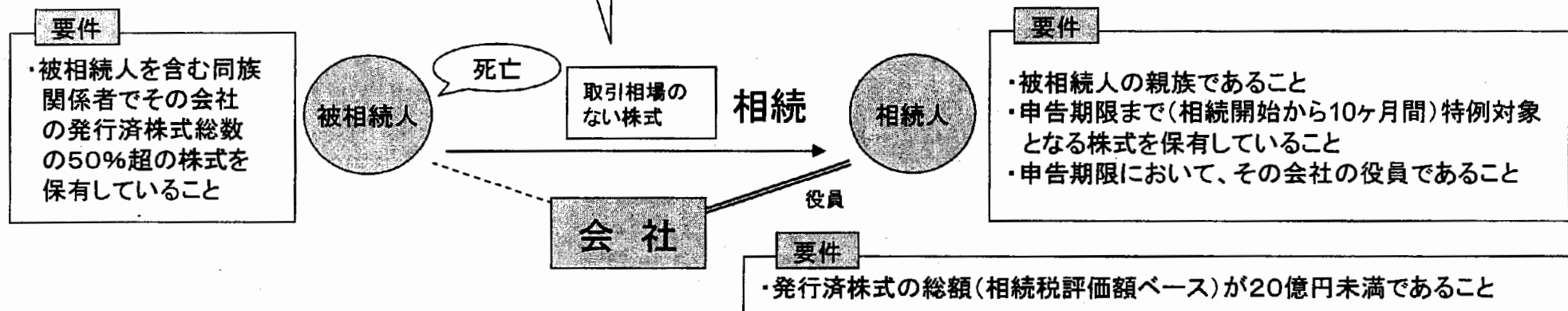
取引相場のない株式等 に係る相続時精算課税制度の特例(平成19年度創設)

○贈与者年齢要件の緩和(65歳以上 ⇒ 60歳以上) ○非課税枠の拡大(2,500万円 ⇒ 3,000万円)

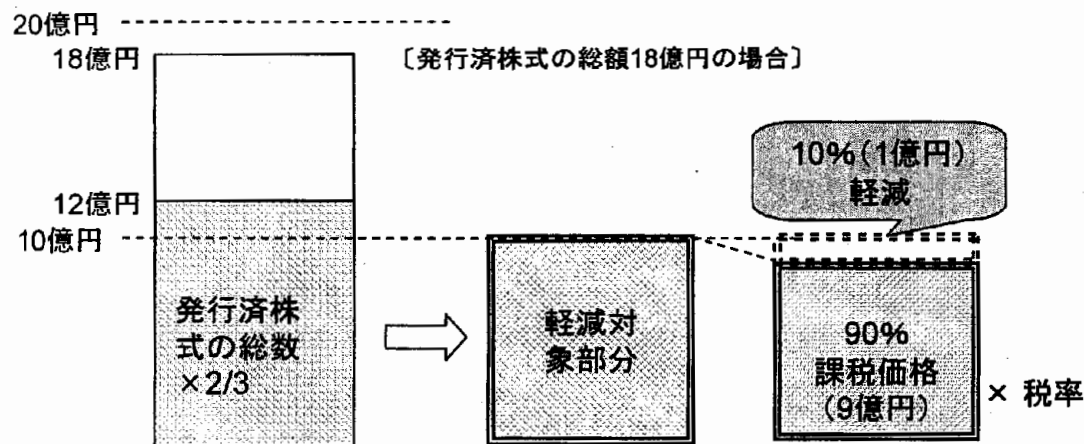
※この特例を選択した場合には、贈与者(親)の相続が発生した時に相続税の課税価格の計算の特例は適用できない。

取引相場のない株式についての相続税の課税価格の計算の特例

個人が相続又は遺贈により取得した取引相場のない株式のうち、その会社の発行済株式総数の2/3以下に相当する部分(限度額: 10億円)の課税価格について、10%減額する。



課税価格の減額のイメージ



(参考)その他の事業承継の円滑化に資する措置

○事業用宅地について相続税の課税価格を減額
(400㎡まで▲80%)

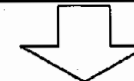
○山林(林地及び立木)について相続税の課税価格を減額
(森林施業計画に基づき施業されている山林の課税価格を▲5%)
※事業用宅地と山林の課税価格の特例は、取引相場のない株式についての相続税の課税価格の特例と限度内で併用が可能

○取引相場のない株式等に係る相続時精算課税制度の特例
・贈与者年齢要件の緩和(65歳以上 ⇒ 60歳以上)
・非課税枠の拡大(2,500万円 ⇒ 3,000万円)
※この特例を選択した場合には、贈与者(親)の相続が発生した時に相続税の課税価格の計算の特例は適用できない。

取引相場のない株式等についての相続税の課税価格の計算の特例の拡充

	制度創設時(14年度改正)	15年度改正	現 行(16年度改正)
小規模宅地特例と自社株特例の適用関係	いずれかを選択適用	限度内での併用可能	同 左
適用対象となる会社の規模 (発行済株式等の総額)(注)	10億円未満	20億円未満	同 左
(被相続人) 株 式 保 有 割 合	本人及びこれと生計を一にする者 (妻など)のみで50%以上	同族関係者で50%超	同 左
(相続人) 取 得 者 の 要 件	・被相続人の親族であること。	同 左	同 左
事 業 継 続 の 要 件	・申告期限(相続開始から10ヶ月以内)において、その会社の役員であること。 ・申告期限まで特例対象となる株式を保有していること。	同 左	同 左
軽 減 対 象 と な る 部 分	発行済株式総数の3分の1以内 (限度額:3億円)	発行済株式総数の3分の2以内 (限度額:3億円)	発行済株式総数の3分の2以内 (限度額:10億円)

(注)相続税評価額ベース



相 続 税 の 課 税 価 格 の 10 % を 軽 減

同族株式を有する者の相続財産の構成状況

区 分		同 族 株 式 を 有 す る 者				全 体			
		件 数 (件)	金 額			件 数 (件)	金 額		
			1件当たり (千円)	合 計 (百万円)	構成比 (%)		1件当たり (千円)	合 計 (百万円)	構成比 (%)
財 産 構 成 状 況	(a) 土 地	7,206	135,841	978,868	35.6	41,599	140,142	5,829,776	53.2
	(b) 家 屋	6,798	20,130	136,844	5.0	39,562	14,995	593,248	5.4
	(c) 事 業 用 財 産	1,046	12,368	12,937	0.5	8,506	6,443	54,806	0.5
	(d) 同 族 株 式	7,535	50,600	381,271	13.9	8,765	43,723	383,229	3.5
	(e) そ の 他 の 有 価 証 券	5,736	47,913	274,829	10.0	-	-	866,375	7.9
	(f) 現 金 ・ 預 金 等	7,527	72,170	543,222	19.8	43,213	50,379	2,177,025	19.9
	(g) 生 命 保 険 金	2,089	40,739	85,103	3.1	8,959	35,236	315,679	2.9
	(h) 退 職 金	2,008	65,121	130,764	4.8	3,709	48,083	178,338	1.6
	(i) そ の 他 の 財 産	7,341	27,662	203,065	7.4	-	-	550,348	5.0
	(j) 合 計 ((a) ~ (i) の 計)	実件数 7,535	364,552	2,746,903	100.0	実件数 43,466	251,894	10,948,825	100.0
1 件 当 た り の 価 格	(k) 総 遺 産 価 額	364,552 千円				251,894 千円			
	(l) 流 動 性 資 産 ((e)+(f)+(g)+(h))	(l)/(k) 37.6 % 137,215 千円				(l)/(k) 32.3 % 81,384 千円			
	(m) 納 付 税 額	49,907 千円				24,469 千円			
	(n) 流 動 性 財 産 と 納 付 税 額 と の 比 較 ((m)/(l))	36.4 %				30.1 %			

(注1) 実件数は、(a)～(i)2ヶ所以上該当がある場合、被相続人1人につき1件としてカウントしたものである。

(注2) 全体の「その他の有価証券」及び「その他の財産」欄は、複数の項目の合計であり件数が重複することから記載していない。

(注3) 「同族株式を有する者」欄は、平成16年分相続税の申告において相続財産に同族会社株式を含む者(配当還元方式のみの者を除き、税額のある者に限る)について主税局において集計したものであり、「全体」欄は、国税庁統計年報書による。

小規模宅地等の課税の特例の改正の推移

区 分			昭和58年～ (制度創設)	昭和63年～ (抜本改正)	平成4年～	平成6年～	平成11年～	平成13年～
(1) 事業用宅地 (申告期限まで事業を継続)	減 額 割 合		40%	60%	70%	80%		
	適用対象面積		200㎡				330㎡	400㎡
(2) 居住用宅地 (申告期限まで居住を継続等)	減 額 割 合		30%	50%	60%	80%		
	適用対象面積		200㎡					240㎡
(3) 上記以外の事業用宅地 又は居住用宅地 (申告期限まで事業又は居住が非継続)	減 額 割 合	事 業 用	40%	60%	70%	50%		
		居 住 用	30%	50%	60%			
	適用対象面積		200㎡					
(4) 不動産貸付、駐車場用、 宅地等	減 額 割 合	事業規模	40%	60%	70%	50%		
		それ以外	40%	0%	0%			
	適用対象面積		200㎡					
地 価 公 示 価 格 の 動 向 (全国・全用途)			100 (昭和58年)	141.8 (昭和63年)	190.2 (平成4年)	164.4 (平成6年)	138.4 (平成11年)	95.9 (平成19年)

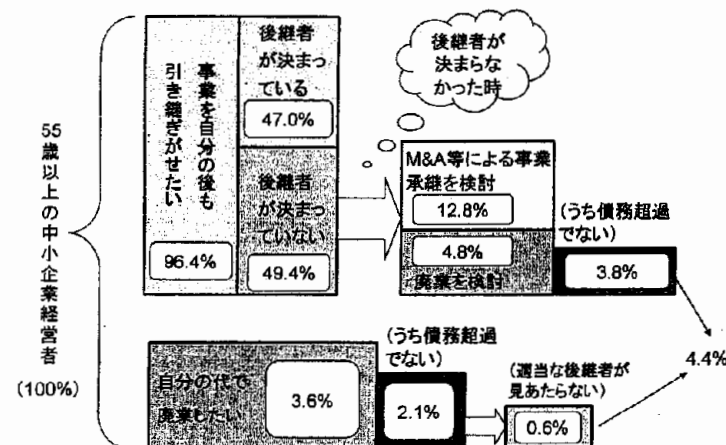
(注) 「申告期限」とは、相続開始後10ヶ月以内をいう。

1. 「世代交代の2つの波」と中小企業の事業承継・技能承継

＜事業承継＞

- 経営者の平均年齢は2004年時点で58.5歳。
 - 55歳以上の経営者が引退したいと考えている年齢の平均は65.1歳。
- ⇒ 高度成長期に大量に創業した世代が現在一斉に引退時期に。

55歳以上の経営者の事業承継に対する検討内容



資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「事業承継」「職能能力承継」アンケート調査（2005年12月）

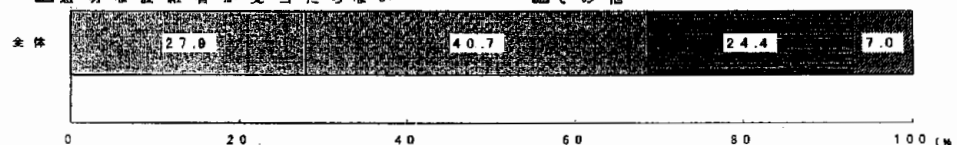
（注）1. 財務内容について「債務超過」「三期連続債務超過」と回答した企業のみ集計している。

2. 無回答を含む

- 経済に与えるインパクトの試算
 年間廃業者29万社（2001～2004年平均）のうち少なくとも約25%の企業は「後継者がいない」ことが理由。

自分の代で廃業を検討する理由

- 会社の経営状況が厳しいため
- 適切な後継者が見当たらない
- 市場の先行きが不透明であるため
- その他

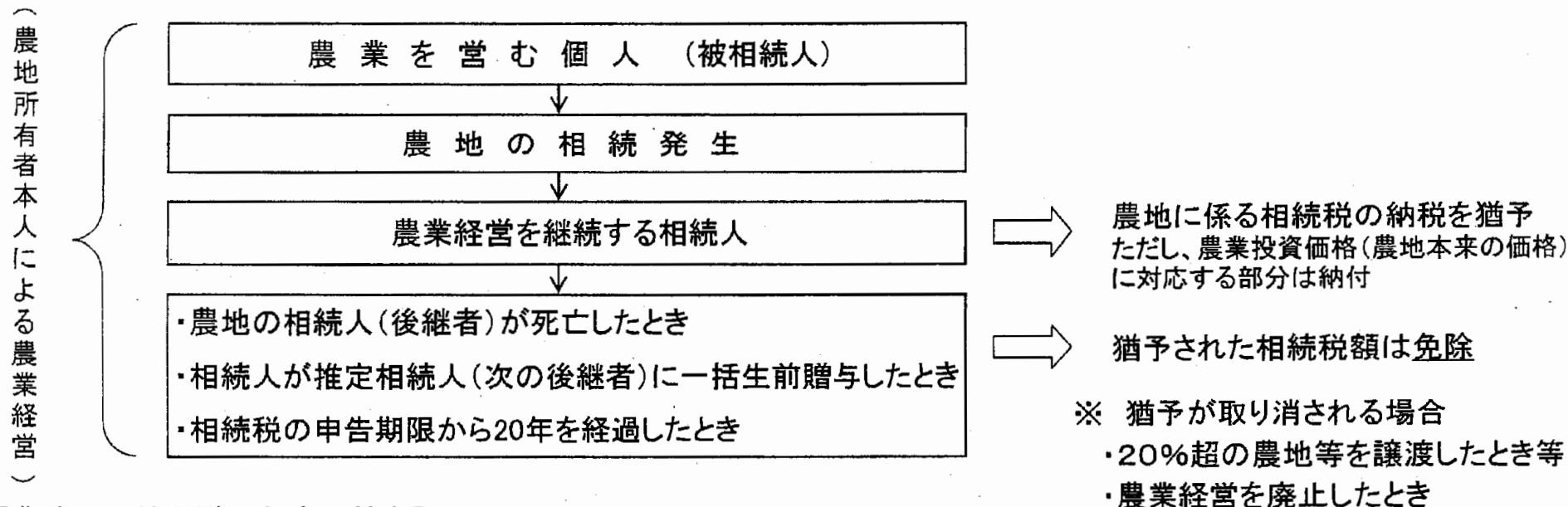


資料：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「事業承継」「職能能力承継」アンケート調査（2005年12月）

（注）「自分の代で廃業したい」と回答した企業のみ集計している。

- ⇒ 事業承継を理由として、毎年7万社の企業が廃業。
 それにより失われる雇用は20～35万人。

農地等についての相続税の納税猶予等の特例の基本的な仕組み



【農地又は納税猶予制度の特徴】

- ① 農地法では、「農地はその耕作者みずからが所有することが最も適当」としている。
(農地の所有と耕作の不可分、農地法1条)
- ② 農地の権利移転・転用は農業委員会等の許可等が必要（私権の制限、農地法3～5条）
- ③ 農業の継続について農業委員会等による管理の仕組みが存在
(3年ごとの継続届出書に農業委員会の証明書を添付。農業委員会は農地の異動を知った場合、税務署長に通知)

農地法(抄)

(この法律の目的)

第一条 この法律は、農地はその耕作者みずからが所有することを最も適当であると認めて、耕作者の農地の取得を促進し、及びその権利を保護し、並びに土地の農業上の効率的な利用を図るためその利用関係を調整し、もって耕作者の地位の安定と農業生産力の増進とを図ることを目的とする。